

■薬剤の取り扱いについて

幼稚園では、保護者から依頼があった場合に限り、保護者に代わって与薬を致します。「与薬依頼書」の提出が必要になります。めぐみ幼稚園ホームページよりダウンロードしてください。

「与薬依頼書」の提出がない場合は、いかなる場合も与薬できません。

■感染症等による出席停止について

園児が健康的に幼稚園生活を送るうえで、幼稚園において予防すべき感染症として、法律によって次の3種類の感染症疾患が、出席停止とすべきものとして定められています。出席停止及び解除については、医師の指示に従ってください。

【第1種】

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS（サーズ）コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。）。

上記の他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症。

【第2種】

インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

【第3種】

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血結膜炎、その他の感染症

※この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、次のようなものがあります。

【その他の感染症】

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ（伝染性軟疣腫）、伝染性膿痂疹（とびひ）

出席停止の取り扱いについて

1. 第1種については、本人以外で、同居家族内に発病者があるときも、しばらくは出席停止となります。
2. 乳幼児の為、同居家族にインフルエンザ及び第2種の病気が出た場合、3日間はお休みください。
3. 感染症にかかった時はすみやかに幼稚園へ連絡してください。
4. 治って登園する際には、必ず「登園許可書」（めぐみ幼稚園ホームページよりダウンロードできます。）を医師からもらい、幼稚園へ提出してください。
提出のない場合、登園はできません。
5. 「登園許可書」は、園児に発疹や腫れ・目の充血など異常があり、医師より登園可能と判断された場合も、提出してください。
6. 第2種、第3種の場合は、原則として治癒するまで出席停止です。ただし、医師が感染の恐れがないと認め、園長の判断で認められたときは出席させてください。

【参考】出席停止となる主な伝染病と出席停止期間

病名	期間の基準
インフルエンザ	発症した次の日から5日経過し、かつ解熱した次の日から3日を経過するまで ※解熱のタイミングで日程が変わる場合があります。ご確認ください。
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腺腫が発現した次の日から5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
腸管出血性大腸菌感染症	医師が伝染の恐れがないと認めるまで
流行性角結膜炎	医師が伝染の恐れがないと認めるまで
急性出血性角結膜炎	医師が伝染の恐れがないと認めるまで
溶連菌感染症	抗菌薬投与後、24時間から48時間経過していること
流行性嘔吐下痢症	全身状態が良ければ可
マイコプラズマ肺炎	治療後、全身状態が良ければ可

(飛び火や手足口病など、子どもが触れる場所に発疹などの症状が出ている場合は、お休みをお願いします。)

※結核等法律で定められた伝染病にかかっているお子さまは、完治するまで入園できません。

■精皆勤について（幼稚園のみ）

出席のよい園児には、年度末に精皆勤賞をさしあげます。

皆勤賞・・・1年間、無遅刻・無欠席・無早退のもの。

精勤賞・・・1年間、遅刻・欠席・早退が5日以内のもの。

ただし、忌引きは一親等は5日間・それ以外のは3日間を除く。

毎日休まず元気に幼稚園へ登園して欲しいですが、このために決して無理をせず、病気の時は十分に静養してください。